

清掃委託業務処理要領

1. 業務名 道立ゆめの森公園清掃委託業務
2. 対象範囲 業務履行場所
中標津町北中2番地5
施設名 「北海道立ゆめの森公園」

3. 業務内容

(1) 各清掃業務内容

① ビジターセンター清掃 (2,985.72m²)

- ・床及び人工芝の清掃
- ・遊具、事務所内のオフィス類及び案内板、ベンチ類、テーブル、各ドア窓枠等、ガラス、ガラスブロック、手すり、照明器具等の拭き上げ
- ・給水施設及び下水施設の管理点検
- ・トイレ、授乳室、会議室、採暖室、レストラン内の清掃
- ・トイレトーパー、石鹼水の補給
- ・衛生陶器（便器、洗面台等）の無臭薬品の投入、管理点検
- ・エレベーター内の清掃
- ・エントランス及び階段、ホールの床拭き
- ・センター内の内壁のほこりのすす払い及び拭き掃除
- ・機械室、倉庫等の清掃
- ・書庫及び宿直室等の清掃

② クラブハウス清掃 (225m²)

- ・床の清掃
- ・事務所内のオフィス類及び案内板、ベンチ類、テーブル、各ドア、窓枠等ガラス、手すり、照明器具等の拭き上げ
- ・給水施設及び下水施設の管理点検
- ・トイレ、シャワー室の清掃
- ・トイレトーパー、石鹼水の補給
- ・衛生陶器（便器、洗面台等）の無臭薬品の投入、管理点検
- ・エントランス及びホールの床拭き
- ・ハウス内壁のほこりのすす払い及び拭き掃除
- ・書庫、物入れ等の清掃
- ・屋内水飲み場の清掃

③ 各サービスステーション

- 1 多目的広場サービスステーション (59.26m²)
- 2 翼とふれあいの広場サービスステーション (71.42m²)
- 3 冒険の森サービスステーション (56.16m²) ~ トロッコ森の駅
- 4 デイキャンプ場サービスステーション (113.6m²)
- 5 いかだの沼サービスステーション (60.2m²)

- ・床の清掃
- ・案内板、ベンチ類、テーブル、各ドア、窓枠等、ガラス、手すり照明器具等の拭き上げ
- ・給水施設及び下水施設の管理点検
- ・トイレの清掃
- ・トイレトーパー、石鹼水の補給
- ・衛生陶器（便器、洗面台等）の無臭薬品の投入、管理点検
- ・エントランス及びホールの床拭き
- ・サービスステーション内壁のほこりのすす払い及び拭き掃除

(2) 作業回数 別紙「衛生管理計画」のとおり

- ・ゴミは、一括ビジターセンターに収集すること。

(3) 注意事項

- ・本清掃業務処理に使用する器具、資材はすべて委託業者の負担とする。
また、トイレの利用に係る消耗品も委託業者の負担とする。
- ・本清掃業務処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の保持に努めること。
- ・本業務遂行にあたって知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはいけない。

(4) 指定使用物件

- ・本業務遂行のため必要とする水道、電気等を提供する。

4. 提出書類

- ・毎日、清掃実施結果を清掃日誌に記入し、ゆめの森公園管理事務所に提出する。

委託業務処理要領

1. 業務名 道立ゆめの森公園警備委託業務
2. 業務目的 火災、盗難、その他の不良行為を防止する為に自動警報設備による警備を行う。
3. 対象範囲 場 所 中標津町北中2番地5
施設名 道立ゆめの森公園
警備物件 ビジターセンター及びクラブハウス、付属施設
4. 業務内容
 - ① 警備内容
 - ・ 火災、盗難及び不良行為の拡大防止に関すること。
 - ・ 事故発生時における秩序保持に関すること。
 - ・ 緊急事項の関係先への報告に関すること。
 - ・ 警備実施事項の報告に関すること。
 - ・ その他警備に付随する事項について協議の上取り決めた事項。
 - ② 警備方法
 - ・ 自動警報警備（ビジターセンター及びクラブハウス）
 - ・ ゲート開閉業務及びそれに伴う巡回業務
 - ③ 警備時間
警備業務を実施する者（以下「乙」という）の警備時間は、自動警報装置の作動信号を受信した時から翌始業時の警報装置解除信号を受信するまでの間の時間とする。
 - ④ 警備責任
乙の警備責任は、自動警報装置の作動信号を受信した時に始まり、翌始業時の自動警報装置解除信号を受信した時に終わる。

5. 実施要領

① 警報装置の機能及び管理

- ・ 乙の設置する警報装置は、警備物件で発生した異常事態を警備本部へ自動的に通報する機能を有すること。
- ・ 乙は警備期間中に万一警報装置が作動不能になった場合は、直ちに代替警備措置を講ずるものとする。

② 警報装置の取扱要領

7. 警備開始時における警報装置の取扱い

- ・ 道立ゆめの森公園管理事務所（以下甲という）の最終退出者は各出入口、窓、扉等を施錠し、確認ランプで警報装置のセット状況の異常の有無を確認する。
- ・ 警備本部は甲の最終退出者からの警報装置作動信号を受信した時に警備を開始し当該事項を記録する。

1. 出勤時における警報装置の取扱い

- ・ 甲の最初の出勤者は警報装置を解除し入室するものとする。
- ・ 警備本部は警備解除信号を確認し当該事項を確認する。

③ 異常事態発生時における処置について

- ・ 乙は速やかに警備物件に急行し、異常事態の確認をするとともに事態の拡大防止にあたる。
- ・ 乙は警備物件の確認後、直ちに警備本部へその状況を連絡し、必要に応じて警備の強化を図る。
- ・ 乙は状況確認後、速やかに緊急連絡先へ連絡する。

④ 鍵の預託

- ・ 甲は警報装置の操作に必要な鍵を予め乙から預かり、甲の責任のもとに厳重に管理し、使用する。
- ・ 乙は、巡回警備のうえで必要な建物の鍵を予め甲から預かり、乙の責任のもとに厳重に管理し、使用する。

6. 提出書類

乙は、契約後直ちに下記の書類を作成し、甲の確認を得て提出する。

① 警報装置の設置概略図

② 緊急連絡系統図

委託業務処理要領

1. 業務名 道立ゆめの森公園ゴミ処理委託業務
2. 対象範囲
 - ① 業務履行場所 中標津町北中2番地5
 - ② 施設名 道立ゆめの森公園
3. 業務内容 公園内各施設のゴミ及び廃棄物の収集運搬処理
 - ・ 対象施設名
 - ① ビジターセンター
 - ② クラブハウス
 - ③ サービスステーション（5ヶ所）
4. 業務期間及び収集運搬処理回数
 - ① 業務期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
 - ② 収集運搬処理回数
 - ・ 通年 週1回
 - ・ 臨時 5回
5. 提出書類

毎月の業務終了において報告書をゆめの森公園管理事務所に提出する。

委託業務処理要領

1. 業務名 道立ゆめの森公園消防用設備点検委託業務

2. 業務目的 消防法施行令で定める防火対象物における、消防用設備の適正な機能の保全を図ることを目的とする。

3. 対象範囲 ○業務履行場所 中標津町北中2番地5
○施設名 道立ゆめの森公園
○施設及び設備 (別紙「消防用設備内容書」参照)
 - ・自動火災報知機設備 1式
 - ・消火器 23本
 - ・防火・防排煙設備 1式
 - ・屋内消火栓設備 9台
 - ・非常用警報設備 1式
 - ・誘導灯 22台

4. 業務内容 ○作業内容 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備機器の点検及び調整
○点検回数
 - ・総合点検 1回(4月)
 - ・機器点検 1回(10月)
 - ・緊急時対応点検 緊急時に随時対応し、点検処理する

5. 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

6. 提出書類 消防法第17条の3の3の規定に基づく、点検結果報告書を提出すること。

7. 注意事項 当該機器の点検時において自動警報装置接続線の脱着の際、指定する警備会社に連絡し原状回復を確認すること。

委託業務処理要領

1 業務名 道立ゆめの森公園 屋内外遊具点検委託業務

2 対象範囲

- ・業務履行場所 中標津町北中2番5
- ・施設名 道立ゆめの森公園

3 屋内遊具名

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) フリーホールH3 | (11) ロープ渡り |
| (2) フリーホールH2 | (12) ロープ渡り用デッキ |
| (3) フリーホール用踊り場 | (13) ロープ渡り用グリップ |
| (4) クライミングウォール | (14) ミニコンビ |
| (5) ロクボク | (15) ジャンボポリン |
| (6) ネットクライム | (16) 角型トランポリン (幼児用) |
| (7) ワイワイライダー | (17) 丸型トランポリン (幼児用) |
| (8) ホールドクライム | (18) 3・4輪自転車 |
| (9) ラセン階段 | (19) マット |
| (10) お絵描ボード | |

4 屋内業務内容

- (1) 遊具 (吊り金具含む) のボルト、金具にゆるみの点検。
- (2) 遊具連結金具の亀裂、損傷、腐食の点検。
- (3) 遊具の木製 (梯子、通路等) 部分の亀裂、損傷の点検。
- (4) フリーホールの滑車部分磨耗の点検。
- (5) ワイワイライダー部分シャフトの調整点検。
- (6) クライミングウォールのグリップ点検。
- (7) ネットクライム・ホールドクライム垂直ネット部分のゆるみ及び損傷点検。
- (8) 保護 (安全) 用ロープのゆるみ及び損傷点検。

5 屋外遊具名

- (1) トロッコ (足こぎ用3台・手こぎ用2台)
- (2) 木製ジャングルジム
- (3) 木柵迷路
- (4) ローラースライダー
- (5) 屋外用トランポリン
- (6) 外用ホールドクライミング
- (7) 人カйкаダ
- (8) イカダ
- (9) ターザンロープ
- (10) ロープウェー

- (11) ネット渡り
- (12) ゆらゆら渡り
- (13) ユラユラ橋
- (14) ユラユラステップ
- (15) ネットトランポリン
- (16) 落下防止ネット（くじらの山トンネル）
- (17) インクルーシブ遊具
- (18) トライカー（10台）

6 屋外通常点検業務内容

- (1) 遊具の接合ボルト、金具ゆるみの点検。
- (2) 遊具の連結金具の亀裂、損傷、腐食の点検。
- (3) 遊具の木製部分（梯子、通路等）の亀裂、損傷の点検。
- (4) 遊具の滑車部分（ターザンロープ等）磨耗の点検。
- (5) トロッコ用レールの亀裂損傷の点検。
- (6) トロッコ用車輪ブレーキの亀裂損傷の点検。
- (7) トロッコ用カバーの亀裂損傷の点検。
- (8) 遊具のローラ部分シャフトの調整点検。
- (9) リンク遊具のローラ部分の緩み及び損傷点検。
- (10) 遊具の塗装の点検。
- (11) トランポリンの金物、金具、テント及びロープ部分の磨耗、損傷の点検。
- (12) ホールドクライミングの保護用安全ロープの緩み、損傷の点検。
- (13) フロート及びフロートチェーンの亀裂損傷の点検。
- (14) つり金具の亀裂損傷の点検。
- (15) ロープウェーのワイヤーロープ、スライドボックスの亀裂損傷の点検。
- (16) タイヤ渡りのタイヤ、チェーンの亀裂損傷の点検。
- (17) その他、安全確保に必要な点検の実施。

7 実施方法

屋内点検は、4月・11月の年2回実施すること。

但し、実施が当該月に不可能な場合には、翌月に実施すること。

屋外点検は、4月・11月の年2回実施すること。

屋外点検は①春期屋外遊具設置業務及び②秋期屋外遊具収納業務を含める。

(ア) 秋期に閉鎖、収納した屋外遊具を使用できるように整備する。

(イ) 冬期間のため、屋外遊具を閉鎖、収納する。

8 報告の提出

本業務終了後は、点検報告書を速やかに職員に提出すること。

9 業務期間

令和4年5月1日から令和6年3月31日まで。

委託業務処理要領

1. 業務名 道立ゆめの森公園エレベーター保守点検委託業務

2. 対象範囲 業務履行場所 中標津町北中2番地5

○施設名 道立ゆめの森公園

○施設及び設備 乗用エレベーター 1台

○設備及び機器能力

- | | | | |
|--------|-------|-------|---------------------------|
| ・機種 | HEA-C | ・速度 | 45m/min |
| ・操作方法 | 2BC | ・積載重量 | 750kg |
| ・停止階床数 | 2 | ・付加装置 | 地震時管制運転装置 1台
音声合成装置 1台 |

3. 業務内容 ○作業内容

- ・昇降機各部の点検、給油、調整及び機器並びに付属品の修理及び取り替えの実施

○点検回数

- ・リモート点検 常時
- ・保守点検 3ヶ月に1回
- ・定期点検 年1回

○実施事項

- ・安全装置の全般にわたって調査を行うほか必要に応じて機能試験を行うこと。
- ・乙の負担による修理又は取替工事の範囲は、昇降機を通常使用する場合に当然生ずべき磨耗及び損傷に限るものとする。

○注意事項

- ・昇降機が故障の場合は、甲の要求により直ちに技術員を派遣して修理を行うものとする。

4. 業務期間 令和5年4月1日～令和5年3月31日

5. 提出書類 保守点検及びに定期検査終了後、甲に実施報告書を提出し承認を得るものとする。

委託業務処理要領

1. 業務名 道立ゆめの森公園電気設備保守点検委託業務
2. 対象範囲
 - (1) 業務履行場所 中標津町北中2番地5
 - (2) 施設名 道立ゆめの森公園
 - (3) 施設及び設備
 - ① 設備容量 290KVA
 - ② 受電電圧 6.6KV
3. 業務内容
 - (1) 常時監視装置システムにより 24 時間監視を実施する。
 - (2) 月次点検は、主として運転中の施設の点検及び測定試験をいい、隔月実施する。
 - (3) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う点検及び測定試験をいい、毎年 1 回実施する。
 - (4) 臨時点検は、異常の発生又は発生するおそれがある場合、必要に応じてその原因調査のため、
特別な点検を実施する。
 - (5) 不良ヶ所の改修指示助言 必要の都度
 - (6) 事故発生時の処置の指示 必要の都度
 - (7) 官庁検査の立会 必要の都度
4. 業務期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
5. 提出書類 当該点検の結果について、「電気工作物巡視点検表」をその都度提出すること。

委託業務処理要領

1 業務名 道立ゆめの森公園パークゴルフ場等芝生維持管理委託業務

2 対象範囲

- (1) 場所 中標津町北中2番5
- (2) 施設名 道立ゆめの森公園
- (3) 対象区域 ○軽スポーツゾーン
(翼とふれあいのゾーンは除外)

3 対象面積 ※別紙「芝生維持管理業務に係る業務場所・業務面積・業務回数指示書」参照
○軽スポーツゾーン 77,490 m² (うち 芝刈面積 32,838 m²)

4 業務内容

以下、4業務について、別紙「芝生維持管理業務に係る業務場所・業務面積・業務回数指示書」にあるとおりの場所、面積、回数、時期にて実施すること。

(1) 芝刈業務

○パークゴルフ場に係る芝刈業務の留意事項

- ① コースの刈高は、2.5 cm～3 cmを基本とする。
 - ② ラフの刈高は、5 cm～7 cmを基本とする。
 - ③ グリーンの芝状況を良好に保つため、カップの移動を適宜実施する。
 - ④ 必要な箇所は、ブラシカッター刈にて丁寧仕上げること。
 - ⑤ 開場時は、転圧、コース沿いの笹の刈払い、枯葉及び枯れ枝等を除去し、良好な状態で開場すること。
 - ⑥ 必要に応じ、刈払った草は、集草し、破棄すること。
 - ⑦ 閉場する際は、コースの補修を実施し、良好な状態で閉場すること。
- その他の箇所の刈高は、約4 cmとする。

(2) 施肥業務

(3) 除草業務

(4) 追播業務 (目土、エアレーターを含む)

6 作業に係る注意事項

- (1) 作業を実施する際は、事前に管理事務所に連絡し、日程調整を行うこと。
- (2) 樹木の根元等の草刈は、樹木を損傷させないように十分注意を払うこと。
- (3) 公園の利用者及び車両等に十分注意を払い、作業を実施すること。
- (4) 作業を実施する者は、一般の利用者に作業員であることがわかるように、腕章等を着用するように努めること。
- (5) 必要に応じ、草刈後は集草し、廃棄すること。また、作業中のゴミの処理を行い、良好な芝管理に努めること。
- (6) 必要に応じ、管理事務所備品の「ハンドル式自走芝刈機」及び「手動式自走芝刈機」を各1台ずつ貸し出す。但し、燃料補給、使用中の修理修繕、使用後の洗浄等は、一切使用業者側が行う。
- (7) その他本業務に係る材料、消耗品、機材、燃料代等は一切業者が負担するものとする。ただし、芝の張替補修の必要が生じたときは、芝代、補修代等について管理事務所長と別途協議し、決定する。

7 提出書類

- (1) 作業実施計画表
- (2) 作業実施写真 (各作業ごと、作業標識入り)
- (3) 業務着手届・業務完了届
- (4) 業務委託処理担当届
- (5) その他、必要な書類